

## (参考)

### 水質環境基準の基準値の説明

#### A 健康項目

##### (1) シアン

青銅カリをあげるまでもなく、シアン化合物は、シアンの複塩化や錯塩化合物は別として、人の健康に有害な物質である。シアンガすると、人体は組織内窒息を起し死亡する。通常は、数秒ないし数分中毒症状を呈し、頭痛、めまい、意識障害、体温低下を起し死亡する。少量の摂取の場合は、頭痛、耳鳴り、嘔吐、脈搏増加等がみられる。

シアンの経口致死量は、人間の事故による事例、動物実験の結果に基づく考察等により、CNに換算して、 $60\text{ mg}$  1人～ $120\text{ mg}$  1人が LD<sub>50</sub>（半数致死量）の量と考えられる。また、シアン等の副物についても、通常、100倍程度の安全を見込むので、その経口摂取量の許容限度を $1\text{ mg}$  1人と定めることができる。通常、人間が多くても $500\text{ ml}$ 程度であるから、飲料時におけるも即ち $2\text{ ppm}$ と考えられる。

さらに、公共用水域の水が直接飲料に使用される場合は前提として、飲料用水についてどの程度の安全率を見込むべきであるかは諸説の分れるところである。諸外国の飲料用水の水質基準の例をとるとヨーロッパのWHO基準では $0.2\text{ ppm}$ 、ソ連では $0.1\text{ ppm}$ 、アメリカでは $0.01\text{ ppm}$ と、まちまちである。わが国の飲料水の水質基準は、この中でも比較的厳しいアメリカのU.S.P.H.Sの飲料水水質基準を参考として $0.01\text{ ppm}$ と定めているが、この場合の測定方法はシアンイオンを測定するものであり、従来から公共用水域の水質調査で使用されているJISK102の29・1・2および29・3の方法では、定量検出限界以下であるので、「検出されないこと」としたものである。

なお、この測定方法の定界検出限界は、0.1 ppm程度であるが、人の健康に有害とならない複塩、錯塩化合物中のシアンも検出される。

## (2) アルキル水銀

アルキル水銀のうち、メチル水銀は、その蓄積により水俣病のような神経系統の疾病の原因となることが判明しており、過去の発症は主としてメチル水銀等を多量に蓄積した魚介類を反復摂取することにより生じている。メチル水銀による慢性中毒症状は、知覚、聴力、聴力、言語等の障害、視野の狭窄、四肢のマヒその他の中枢神経障害を起し、死亡する。

メチル水銀の人体にあたえる影響は、長期にわたる蓄積によるという点と、上水道の浄水処理過程での除去分解が困難であるという点から判断し、メチル水銀は「検出されないこと」が望ましい。また、アルキル水銀の急性毒性は、むしろ炭素数の増加と共に強くなり、反対に、慢性毒性は、エチル水銀はメチル水銀より1割～2割低いとされている。各アルキル水銀のうち、メチル水銀の慢性毒性が最も強く炭素数の増加と共に慢性毒性は減少することが知られている。

以上のことからメチル水銀以外のアルキル水銀もメチル水銀と大差ない毒性をもつと考えられるので、アルキル水銀はすべて「検出されないこと」が望ましい。この場合の定量検出限界は、所定の測定方法によれば0.001 ppmとされている。

なお、アルキル水銀の毒性等についての試験研究結果の一例は次のとおりである。

(参考1) 各種水銀化合物をいたたいた海水(Hgとして0.2 ppm)中で飼育したあさりの水銀蓄積量

投 入 物	あさりの飼育日数	あさりの水銀含有量
CH HgBr	12日	100.4 ppm
C H HgSCNNH HBr	14日	120.0 ppm
(C H Hg) 2HPO	14日	122.0 ppm
SHgO H	7日	88.8 ppm
COOHa		

(熊本大学医学部衛生学教室)

(参考2) 金魚の飼育による水銀の蓄積実験、0.03 ppmのメチル水銀溶液中で飼育(水は毎日更新)した金魚は20日間生存し、湿重量で11 ppmにまで水銀を蓄積することが確かめられている。

さらに、0.003 ppm、0.0003 ppmのメチル水銀溶液中に飼育した金魚は約40日たつても何の異常もなく、その体内には溶液濃度の1,000倍から3,000倍の水銀が蓄積することが認められた。

(参考3) 猫が発症するまでに摂取した最低有毒魚介類(体重1Kg当り)

新鮮魚内臓	260g
乾燥カタクチイワシ	100g
乾燥ヒバリガイモドキ	130g

(参考4) アルキル水銀の急性毒性

メチル水銀	4.6・8 LD <sub>50</sub> (マウス) mg/Kg※
エチル水銀	28・2
プロピル水銀	17・6
ブチル水銀	15・1

(註) ※マウスの体重1Kg当りの半数致死量

### (3) 有機リン

有機リン系統の農薬のうちパラチオン、メチルパラチオン、E.R.N.、メチルジメトンは毒性が強い。例えば、パラチオンのマウスに対するLD<sub>50</sub>（半数致死量）は6mg/kgである。一方、同じ有機リン系統の農薬でもM.E.P.は、LD<sub>50</sub>が78.8mg/kgとパラチオンに比べて毒性が約120分の1程度のものもある。

このように有機リン系統の農薬にも、その毒性に大きな差があり、国民の健康保護の面からして、毒性の強い上記の4種について規制すれば十分と考えられる。なお、TEPPについては、特定毒物であり毒性が強いが、現在生産が行なわれていないことおよび水に溶解すると直ちに分解し毒性が消失することが判明しているので、環境基準項目とはしなかつた。基準値は「検出されないこと」とされたが、定量検出限界は、0.1ppmである。

### (4) カドミウム

厚生省の「飲料水中のカドミウムの暫定基準設定のための調査研究」の報告によると、飲料水中のカドミウムは0.01ppm以下であらべてあるとされている。その根拠としては、まず第1に地表水及び地下において、亜鉛の1/100～1/150程度のカドミウムが含まれており、飲料水の基準は亜鉛が1ppm以下となつてるので、この場合、0.01ppm以下のカドミウムが含まれていると推定される。第2に、自然界のカドミウムは、通常飲料水および各種の飲食物に含まれた形で、人間及び動物に摂取され、その一部は消化管より吸収されて血中に移行し、そして通常その殆んどは尿とともに体外に排泄されるが、吸収された量が尿中に排出される量を越えた場合に、カドミウムは体内に蓄積され、

(参考)

農薬名	区分	人畜毒性*	魚毒性	備考
メチルパラチオン	特定毒物	経口(マ) 2.1 モシゴ 0.5~1.5(24h)	コイ 7.5(原) モシゴ 4.5(頭)	4年総末より生産中止
パラチオン	特定毒物	経口(マ) 6	コイ 4.23(頭) モシゴ 14.82(粉24h) ヒメダカ 1.7(原)	
E.P.N.	特定毒物 (1.5%以下は物質)	経口(マ) 2.4 (ラ) 3.5~4.5	コイ 0.35(原) ヒメダカ 1.7(原)	イネ、野菜、果樹
メチルジメトン	特定毒物	経口(ラ) 4.0	コイ 1.0(原) ヒメダカ 7.10(乳) モシゴ 1.8(原)	果樹、花
M.E.P.		経口(マ) 78.84	コイ 8.2(原)	イネ、野菜 果樹

\* LD<sub>50</sub> (mg/kg) (マ): マウス (ラ): ラット (ラ: ヴサギ)

\*\* LD<sub>50</sub> (ppm - 48h) (原): 原体、(乳): 乳剤物: 粉剤

いろいろの悪影響を及ぼすものと考えられる。第3に、飲料用水中のカドミウムの許容量について諸外国の例をみると、WHO国際基準、アメリカの基準、ソ連の基準では0.01 ppmとされており、また、ヨーロッパ地質的にみてもカドミウムが多いのであるが、WHOヨーロッパ基準では0.05 ppmとされている。以上の結果とりあえずわが国における飲料水中のカドミウム含有量の暫定基準は、0.01 ppmとされている。

また、魚類、稻等動植物におけるカドミウムの蓄積のメカニズムについては、現在のところまだ明らかではないが、飲料水基準程度であれば問題ないと考えられる。

以上の点から考えて、カドミウムは0.01 ppm以下であることとしたが、厚生省によるカドミウム汚染の要観察地域におけるカドミウムによる汚染状況からみても、0.01 ppmとすることは適切であると考えられる。要観察地域における汚染状況は参考に示すとおりである。

(参考) 要観察地域のカドミウム分析値

（単位：ppm）

流域名	種別	内訳	カドミウム濃度の範囲 (平均)	
			カドミウム濃度の範囲 (平均)	カドミウム濃度の範囲 (平均)
鉛川・二迫川流域	水	川 水	0.00~0.16	(0.07)
		川水対照	0.00	(0.00)
		鉱業所排水	0.01~0.14	(0.12)
		井 戸 水	0.00~0.03	(0.01)
		水 道 水	0.00	(0.00)
	泥・土壤	川 泥	1.60~17.24	(8.12)
		川泥対照	0.70~1.50	(1.10)
		水出土壌	1.2 ~12.5	(6.7)
碓氷川・鶴沼川流域	水	米(10%精白)	0.15~0.75	(0.31)
		川 水	0.012未満~0.027	(0.006未満)
		川水対照	0.002未満	(0.002未満)
		製錠所排水	0.015~0.050	(0.028)
	泥・土壤	井 戸 水	0.002未満~0.003	(0.002未満)
		川 泥	2.6	
		川泥対策	0.54	
		放流路泥	9.0	
	農作物	水田土壤	2.6~5.2.2	(22.3)
		水田土壤対策	1.9~3.0	(2.4)
		米(10%精白)	0.10~0.98	(0.49)
		米(10%精白)対照	0.13~0.35	(0.25)

(単位: ppm)

流域名	種別	内 訳	カドミウム濃度の範囲 (平均)
佐須川・椎根川流域	水	川 水	0.002~0.042 (0.018)
		鉱業所排水	0.004~0.005 (0.005)
		井 戸 水	0.001未満~0.115 (0.015未満)
		水 道 水	0.001未満 (0.001未満)
	泥・土壤	川 泥	1.68~14.6 (6.11)
		排水口泥	5.32~9.88 (7.60)
		水田土壤	2.20~11.6 (7.96)
		畑 土 壤	0.88~6.80 (3.29)
	農作物	米 (玄米)	0.33~1.57 (0.71)
		甘	0.13~0.77 (0.38)
		白 菜	2.61~7.42 (5.27)
(参考) 神通川流域	農作物	川 水	0.001未満~0.009 (0.002未満)
		川水対照	0.001未満
		鉱業所排水	0.005~0.061 (0.017)
		井 戸 水	0.001未満 (0.001未満)
	泥・土壤	川 泥	0.16~5.0 (1.29)
		排水口直下流	4.1 ~ 23.8 (12.1)
		川泥対照	0.16
		水田土壤	1未満~7.5 (2.27)
		水田土壤対策	1未満~1.8 (0.61)
		米 (玄米)	0.35~4.17 (1.41)
		米(玄米)対照	0.03~0.11 (0.08)

## (5) 鉛

大量の鉛が人体内に入ると急性中毒を起して、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉等が現われ、激烈な胃腸炎等により死亡することもある。少量の鉛が長期にわたつて人体内に入ると、食欲不振、便秘、頭痛、全身倦怠、貧血、視力障害、けいれん、昏睡等が起るとされている。

急性中毒として、可溶性鉛塩の経口致死量は、成人で10gである。

鉛の人体に対する毒性は、急性的なものより累積的毒性であるが、すべての人に安全であると看做し得る摂取量は明らかにされていない。A.W.W.A (アメリカ合衆国水道協会)では、鉛の人体における蓄積は、1日当たり0.3mgから1.0mgの間にあるとしており、摂取量が1.0mgを超えると明らかに排出量を上回つて体内に蓄積されるようになる。

また、好気性バクテリアに対する有毒濃度は1.0 ppmであり、バクテリアによる有機物の分解は、0.1~0.5 ppmの鉛によつて抑止されるという報告もある。

わが国の「水質基準に関する省令」(厚生省令41年)では、飲料水中の鉛の含有量は0.1 ppm以下に定めており、上水道の浄水過程で鉛を除去、分解することは困難であること等から考えて、公共用水域の水質は、飲料水と同程度以下の含有であるべきであると考えられる。なお、参考までに各國の水道原水基準における鉛の基準値は次のとおりである。

## (6) クロム (6価)

6価クロムを大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、尿量減少、けいれん、ショック、昏睡、尿器症等を起し、死にいたる。皮膚にふれると、皮膚炎、浮腫、潰瘍等が起る。経口摂取では、0.1 ppmをこえると、嘔吐等がみられる。

6価クロムの経口致死量はうさぎ1匹当たり2gとシアン等に比較してその毒性は少ない。一般的に、0.1 ppmを越えると吐き気がしたり、ひどい時には腸、じん膜等を犯したり、皮膚を腐蝕させたりするが、0.1 ppm以下だと無害だといわれている。「厚生省令」では飲料水中のクロム(6価)は安全性を見込んで0.05 ppm以下としている。

6価クロムは、浄水過程において除去することが困難なため、国民の健康という面からも公共用水域においては、飲料水の基準と同程度のレベルが適当と考えられる。

#### 原水基準における鉛の基準値

名 称	レ ベル	基 準 値
ソビエト基準	最大許容濃度	0.1 (ppm)
Ohio州基準	規制値	0.35
イリノイ州基準	望ましい	0.05
Rambow & Sylvester	望ましい(淡水)	検出限界
	規制値 (〃)	0.02
米国水道原水基準 (1969)	許容 (Permissible)	0.05
	要望 (desirable)	なし
WHO(国際)基準		0.05
原水標準		0.1

#### (7) 硒 素

砒素の化合物を摂取した場合、大量であれば、嘔吐、下痢、脱水症状、腹痛、ニンニク臭の呼気、流涎等を起す。さらに、多量だと血便とか、血圧低下、けいれん、昏睡等により死亡するとされている。少量づつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、手のひら等の角化、更には、嘔吐、腹痛、流涎、肝臓肥大、肝硬変、貧血等を起し、循環障害で死亡するとされている。

砒素の経口致死量は成人で100～130mgであり、5～50mgで急性中毒をおこすといわれている。砒素の場合は、急性中毒はさることながら蓄積による慢性中毒が問題である。慢性中毒は一般に飲料水として常用している場合、0.21～1.4 ppm以上含有されると、その危

#### 参考

#### 各国の水道原水基準

名 称	レ ベル	基 準 値
イリノイ州基準	望ましい	0.05 (ppm)
Rambow & Sylvester	望ましい(淡水)	0.003
" "	規制値(淡水)	0.005
ソビエト基準	max 許容量	0.05
米国水道原水基準(1969)	許容(permissible)	0.05
" "	要望(desirable)	なし
WHO(国際)基準	許容限界	0.05
原水標準(日水協)		0.05

険があるといわれている。「厚生省令」によると飲料水中の砒素は安全性を見込んで $0.05 \text{ ppm}$ 以下となつてゐる。(参考)また、浄水過程において砒素を除去することはほとんど困難である。

砒素の蓄積の危険性からいつて、飲料水のみならず、その他の公共用水域においても、飲料水と同等度の基準が適当と考えられる。

#### (8) 総水銀

無機水銀の場合、その致死量は $75 \sim 300 \text{ mg}$ と言われ、動物実験によれば昇 $(\text{Hg Cl}_2)$ のLD<sub>50</sub>は $10 \sim 37 \text{ mg/Kg}$ である。また、 $0.25 \sim 0.5 \text{ mg/day}$ 人の水銀を摂取すると、体内蓄積が起るとされている。

厚生省の試算によると食物から摂取する水銀の量は1日当たり次のとおりである。

(ただし、食品中の水銀濃度については安全を考え最高値をとる。)

	平均摂取量	水銀濃度	摂取量
米	$350 \text{ g/day} \times 0.1 \text{ ppm}$	$= 0.035 \text{ mg/day}$	
動物性食品	$200 \text{ g/day} \times 0.1$	$= 0.02 \text{ mg/day}$	
米以外の植物性食品	$750 \text{ g/day} \times 0.01$	$= 0.0075 \text{ mg/day}$	
計			$0.0625 \text{ mg/day}$

従つて、体内蓄積が起らぬようにするためには、飲料水からの摂取許容量は、 $0.25 - 0.063 = 0.187 \text{ mg/day}$ となり、1人1日1~2㍑の飲料水を飲むとして、成人についての最大許容濃度は $0.1 \sim 0.2 \text{ ppm}$ となる。これに加熱等による水銀蒸散(約50%)および安全率を考慮し、また、厚生省生活環境審議会の答申によると、水道原水の浄水施設では、水銀除去は期待できないので、水道原水の水質基準を飲料

水基準と同じく「検出されないこと」としていふこと等により、ジテン吸光光度法(定量検出限界 $0.02 \text{ ppm}$ )には、「検出されないこと」とした。なお、諸外国の飲料水基準は、アメリカおよび西ドイツハノーフルク州では $0.05 \text{ ppm}$ 、ソ連では $0.005 \text{ ppm}$ と定めているが、それ以外の国では水銀について基準値を定めている国は少ない。

また、水中の無機水銀が魚体へどのように蓄積するかについて、神戸大学喜田村教授らの実験結果を次に示す。

(参考)

水中の無機水銀が魚体へ蓄積する状況

育成魚類	水槽内 水銀濃度	経過日数別 魚類中水銀濃度						備 考
		5日	10日	15日	20日	30日	60日	
フナ	HgCl (0.1 ppm)	-	-	1.7	3.2	2.7	1.4	溶液は毎日更新
ドジョウ	HgCl (0.1 ppm)	2.8	5.0	-	4.3	-	-	魚類中水銀濃度は湿重量に対する ppm
フナ	HgCl (0.2 ppm)	1.5	-	-	3.3	1.9	1.1	

(註) 蛋白質と吸着に関しては水銀イオンも有機水銀もそれほど差異がないことから、エラ呼吸による水銀吸収については、水溶性であれば、無機、有機とも差はないとも言われ、また、排泄については、無機水銀の方が有機水銀に比して速度が早く、推定では無機水銀にメチル水銀の3~10倍の排泄速度を持つと言われてい

る。

従つて、無機水銀はアルキル水銀などの蓄積性はないが、ある程度は蓄積する可能性がある。

## B 生活環境項目

### (1) 河・川

#### ① 水素イオン濃度 (P H)

通常、日本の河川の P H は、感潮域を除けば 7.0 前後である。例えば厚生省調査による昭和 42 年度に 1 日平均 5,000 m<sup>3</sup> 以上取水している水道事業で表流水を水源とするところの P H は(参考 1 ) のようになつており、P H 7.0 前後の水質が多いことがわかる。また、水道用水として P H が 8.5 をこえると化学反応面からいって、塩素殺菌力が低下し、一方 6.5 以下であると処理を行なう上で凝聚効果に悪影響を及ぼすといわれている。また、この 6.5 ~ 8.5 の範囲は、水道管や給水装置の腐蝕防止の面でも望ましい数値といえる。

また、水浴についてもアメリカ内務省による水質汚濁に関する調査資料によると P H がこの範囲を逸脱すると眼に対して刺激を与えるとしている。

水産動植物の生育、増殖の面からすれば、農林省の水産増殖資料によると最も生水産動植物の生育、増殖の面からすれば、農林省の水産増殖資料によると最も生産的な河川の P H は大部分が 6.5 ~ 8.5 の間にある。この範囲を超えると栄養素の多くは結合をはじめ植物に摂取されなくな

り、飼料生物の生産性は低下し、ひいては水域全体の生物学的生産力が低下するとしている。

農作物のうち、特に水稻に与える影響としては実験的データーおよび一般的傾向として生育に適した P H 値は 6.0 ~ 7.5 の範囲といわれる。P H が低いと稻は根の発育不良土壌中の塩基の流失による土壤の老朽化等により生育不良となる。

一方、P H が高すぎると鉄欠乏をおこし黄化現象を呈するが、P H 8 程度でも草勢(草丈×莖数)、莖数、着粒稈長、枝、穎花数等種々の面で生産性の低下を来たす。

#### ② 生物化学的酸素要求量 (B O D)

河川の水質汚濁の一般的指標としては、C O D よりむしろ B O D の方が汚濁の状況を明確に表わしていると考えられる。それは、河川の浄化作用は微生物を媒体とする有機物の酸化による無機化の作用であるからである。

一般的にいって、B O D 1 p p m 以上の河川は、例えば自然公園内等ほとんど人為的汚濁のない河川であり、自然の景観という面から、最も適している河川である。

水道用水の取水状況を上水道(給水人口 5 千人以上の水道)についてみた場合、(参考 1 ) のように B O D 1 p p m 以下の水道が水原数で全体の 40 %、取水量で 30 % になつてゐる。この数値は給水人口 5 千人以上の水道を対象としたものであり、これより給水人口の少ない簡易水道については、その水原の大半が B O D 1 p p m 以下の水原から取水していると考えられる。また簡易水道等小規模の水道においては、その管理能力も乏しく、水質の安全性の面からいって、B O D 1 p p m 以下が

適当と考えられる。

また、同じく(参考1)によるとBOD3 ppm以上の水源数は全体の約8%、水量で約14%となつており、それ以外はすべて3 ppm以下の水を給水していると推定される。「厚生省令」の飲料水水質基準の項目にBODは含まれていないが、一般の汚濁指標として取り上げた場合、浄水処理の過程でBOD3 ppmの水質の水を飲料水に適するようすることは、沈殿、処理および過処理を主体とする一般の処理方法では難かしいと考えられる。

また、河川の自浄機能を維持するためには、BOD4~5 ppm以下に保つ必要があるとされている。

水産動植物に対するBOD値で示される水質汚濁の影響については、貧庶水性の水産生物のうちでも渓流等の清水域に生息するイワナ、ヤマメ等についてはBOD2 ppm以下、アユ、サケ等の河川の中流域に生息し又は産卵するものについては3 ppm以下が、また、中腐性の水域に生育するコイ、フナ等については5 ppm以下であることが必要とされている。

さらに、環境保全の面では、臭気限界からいってDOとの関連で考えればBOD10 ppm以下が適当とされている。

(参考1) 水道原水の過マンガン酸カリ消費量から推定したBOD

KMnO <sub>4</sub> 消費量	ppm 0~400	ppm 4.10~8.00	ppm 8.01~12.00	ppm 12.01以上	計
BOD(推定)	1 以下	2 以下	3 以下	3 以上	
上水道水源数 (ヶ所)	154ヶ所 (402)	150 (39.2)	50 (13.0)	29 (7.6)	383 (100)
上水道取水量 (m <sup>3</sup> /日) (平均) %	3,267 (3.409)	2,731 (2.99)	1,511 (2.50)	1,091 (1.38)	13,718 (100)

(42年度水道統計より)

注 1. BOD1~3程度では、BOD:COD=1:1

2. 上水道水源ヶ所数、取水量には用水供給事業のものも含む。

3. 上表数値は河川水(ダム水を含む)を取水する事業のみである。

4. KMnO<sub>4</sub> 消費量は、測定値の算術平均である。

(従つて、高濁度時などの数値の影響を強くうけていること及び  
従来より、水質検査の実施は、比較的水質が悪化した時点に行な  
うようになつてゐることとも考慮する必要がある。)

### ③ 浮遊物質量(SS)

河川におけるSSは、主として水産生物の生育条件を左右する。水産部門の研究及び一般的知見によると25 ppm以下であれば正常な生育環境が維持され50 ppm以下であれば魚類のへい死等の発生は防止できるとされている。また、人為的な汚濁がない清浄な河川といえども25 ppm程度になることもあります。

水道用水としては、緩速ろ過の方法による場合はその設計施設基準に

よれば、一般に濁度30度以下が理想的であるといわれており、濁度1度はSS 1 ppmに相当するので、緩速ろ過の方法で処理する水道原水のSSは25 ppmであれば適当な水質といえる。

農業用水に対するSSの影響は、珪砂、産業排水等の無機質微粒子の流入堆積により土壤の透水性が悪化し、生育が阻害される。これについては福岡及び愛知県農業試験場の試験結果から厚さ3cmの堆積が許容限度であり、これからして用水中のSSは10 ppm以下とする必要がある。

環境保全の観点からすれば、日常生活において不快感を生じない限度としてはごみ等の浮遊が認められない方が適当と考えられる。

#### (参考1) SSの漁業に対する影響について

EIFAC ( European Inland Fisheries Advisory commission ) の資料

SS 25 ppm以下 漁業に有害な影響はない。

25~80 ppm 良好、上記よりやや劣る。

80~400 ppm 良い漁業は維持できない。

400 ppm以上 ほとんど漁業はできない。

濁りに対する評価は容易でない。それは生物の種類、粒子の大きさによって受けける影響は異なつてくる。河川において、B類型以上の基準値が25 ppm以下とされ、25 ppm以下であれば漁業については影響がないという結論については、わが國の人為的汚濁のほとんどない河川225河川の平均値が29.2 ppmであり基準値として適当なレベルであるといえる。

しかし、海域においては、カキのろ水限界値は2~70 ppm、アコ

ヤガイは7 ppmとされており、魚の 蓋運動については24 ppmで阻害され、魚の種類によつて異なるが嫌忌値は5~500 ppmとされている。またコンブ、ワカメ等の海草類の生育は光の透過率によつて左右されるのであるが、1 ppmでも生育の阻害がみとめられるとされている。

このように海域のSSについては、生物の生育環境との関係が複雑であり、各類型ごとの基準値を決定するにいたらなかつた。

#### ④ 溶存酸素 (DO)

人為的汚濁のほとんどない河川におけるDOは7.5 ppm以上であり、また、水産利用の面からすると、サケ、マス等のふ化の際の環境条件としてはDO 7.0 ppm以上が適当とされている。その他の一般の水産生物の生育は、オハイオ河の水産用水の流水基準が5.0 ppm以上とされているのを一例として5.0 ppm以上が適当である。

一方、農業用水としては、5.0 ppm以下であると根ぐされ病等の障害が起るとされている。

また、環境保全上の基準としては嫌気性酵酛を防止し臭気を生じない限度として2 ppm以上とするのが適当であるとされている。

#### (参考) 農業用水のDOについて

農学大事典によると、水耕液中の溶存酸素の消費を地上部をつけたままの水稻根と地上部を切断しその切口を密封して地上部の影響がないようした根と比較すると、DOが3 mg/lになると根による溶存酸素の消費が見られないとしている。このことは、DO 3 ppm以下であれば水稻根における呼吸がなくなり根ぐされ起す原因となることを示すものである。これにある程度の安全率を見込み、また、実際に工場排水に上

り明らかに農業被害を生じている地域の実測値等からみて、農業用水についてでは D O 5 p p m 以上が適当とされる。

### ⑤ 大腸菌群数

「厚生省令」では飲料水中の大腸菌群は「検出されないこと」となつてあり、厚生省生活環境審議会の答申によると、水道で行なう塩素滅菌により死滅させることのできる大腸菌群数の安全限界は 5 0 M P N / 1 0 0 ml であるとしている。一方、水道における浄水処理による大腸菌群の除去率は緩速ろ過処理で約 9 9 % 、急速ろ過処理では通常の管理下において約 9 5 % 高水準の管理下において約 9 8 % とされている。

このことから、通常の浄水操作を想定した水道 2 級では 1, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml が、また、高度な浄水操作を想定した水道 3 級では 2, 5 0 0 ~ 5, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml が水道原水としての安全限界といえる。また、厚生省の調査によると、現在水道で取水している表流水では 1, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml 以下のものが最も多く、 5, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml を超過するものは特異であるという結果になつていて。

また、同じく厚生省生活環境審議会の答申では「水浴場」の基準としては大腸菌群数は 1, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml 以下が適当であるとしている。

以上のことから、大腸菌群数の基準値は、生活環境に係る環境基準として、 A A 類型 5 0 M P N / 1 0 0 ml 以下、 A 類型 1, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml 以下、 B 類型 5, 0 0 0 M P N / 1 0 0 ml 以下とするのが適当であるとされたものである。

## (2) 湖沼

① PH 河川の場合と同様な考え方で決定されたものである。

### ② 化学的酸素要求量

湖沼の場合の水質汚濁の一般的指標としては、プランクトンの影響、湖沼の水理条件等を勘案すれば、 B O D よりむしろ C O D が適当と考えられている。

C O D 1 p p m 以下の湖水は、ほとんど人為的汚濁がないと考えられており、このような湖沼においては自然景観という利水面的に適している。

水道用水としては「厚生省令」による飲料水の水質基準は、過マンガン酸カリウム消費量で 1 0 p p m 以下となつておらず、これを C O D に換算すると 2. 5 p p m 以下となる。

厚生省の調査によると湖沼の C O D の実態は(参考 1 )のとおりであり、 C O D 3 p p m 以上のところはほとんどないことがわかる。これに湖沼の現状ならびに処理過程の技術的能力を勘案すれば水道用水の適応性としては、 A A 、 A 、 B 類型に該当する基準値のような数値になると考えられる。

次に、水産用水の面では、湖沼をその水質からみて、貧栄養湖と富栄養湖に分類し、貧栄養湖のうちでも非常に清浄な水域を好む水産生物、例えばヒメマスには C O D 1 p p m 以下、貧栄養湖のうち普通程度のもの及び富栄養湖のうち比較的清浄な水域に生息するアユ等の水産生物については 3 p p m 以下が適当である。また、普通程度の富栄養湖に生息するコイ、フナ等の水産生物については 5 p p m 以下が適当である。

水浴については C O D 3 p p m 以下であれば特に問題を生じない。

また、農業用水としては、 C O D が高いと土壤の還元促進等により稻の活力は低下し、根ぐされが発生し、 6 p p m 以下であるのが望ましい。

とされている。

その他、工業用水の水源あるいは環境保全の面からすれば COD 8 ppm 以下であるから何ら問題を生ずることはない。

### ③ 浮遊物質 (SS)

湖沼の SS については、一般に透明度が 3 m の時 1 ppm 以下といわれている。また、貧栄養湖の場合透明度が 5 m 以上である場合が多く、富栄養湖は 5 m 以上になつていて、ちなみに琵琶湖の最大透明度は 4.2 m、支笏湖のそれは 2.5 m となつていて、従つて、このような自然景観的な湖沼においては一般に SS は 1 ppm 以下と考えられている。

#### (参考 1) 水道用水を取水している湖沼の水質

KMnO <sub>4</sub> 消費量	0~4.0 ppm	4.1~8.0 ppm	8.1~12.0 ppm	12.1 ppm ~
COD 換算値	~10 ppm	1.1~2.0 ppm	2.1~3.0 ppm	3.1 ppm
上水道水源数	29	26	12	2
(%)	(42.0)	(37.6)	(17.3)	(2.8)
上水道取水量	2166 B.M./日	756	273	27
(%)	(67.1)	(23.4)	(8.4)	0.8

(註) KMnO<sub>4</sub> 消費量 2 ppm 以下 (COD 0.5 ppm 以下) のもの

長野市(野尻湖) 0.92 ppm 草津市(びわ湖) 1.28 ppm

大村市(かやせダム) 1.32 ppm 蛇田町(洞爺湖) 2.00 ppm

また、琵琶湖南湖の SS は 1.4~7.3 ppm、北湖は 0.9~3.1 ppm であり、比較的汚濁の進んでいる諏訪湖の SS は 7.0~15.7 ppm である。また、印沼は 5.2~14.1 ppm となつていて、このよう、湖沼における SS の実情に勘案し水域類型ごとに基準値を決定したものである。

環境保全の観点からすれば、河川と同様に日常生活において不快感を感じない限度としてゴミ等の浮遊が認められないこととしている。

### ④ 溶存酸素 (DO)

一般に、比較的清浄な湖沼の DO は 7.5 ppm 以上と考えられている。また、水産用水としてアユ、サケ等は 7.5 ppm 以上あれば十分である。その他、ヨイ、フナ等の一般の水産生物の生息阻害の限度としては 6 ppm といわれているが、プランクトンの存在によつては、時により DO が低下することがあり、それを勘案して 5 ppm 以上とした。

また、環境保全の点からみれば、臭気の発生限界として 2 ppm 以上としたのは河川の場合と同様である。

⑤ 大腸菌群数 河川と同様とした。

### ⑥ 海域

#### ① pH (以下同じ)

河口等淡水の流入する個所を別にすれば、海域の pH は一般的に 7.8 ~ 8.3 の範囲にあり、A B 類型の基準値はこの自然条件を勘案して決定される。この範囲では水産生物の生育になんら支障がない。

また、海域においては、海水がいわば各種塩類の混合液であるので緩衝力が強く、pH が自然条件と大巾にかわるためには、工場排水の場合、相当高い負荷量が加わる必要があるが、環境保全の点では 7.0 ~ 8.3 の

範囲であればほぼ問題はないと考えられている。

#### ② 化学的酸素要求量 (C O D)

水産用水の点では、赤潮はしばしば大きな水産被害を生ずるのであるが、赤潮の発生を防止することが一つの目安と考える必要がある。そのためには、停滯条件下にある水域において常に一定量以上のリン又は窒素の供給を防止する必要がある。赤潮と認められるのは、硅藻では数千細胞/ $m^3$ 以上になつたときであり、一応 1,000 細胞/ $m^3$ であれば十分赤潮を防止できる。1,000 細胞/ $m^3$ に含まれる成分量を計算すると炭素 0.83 ppm、窒素 0.15 ppm、リン 0.02 ppm に相当する。このうち炭素を C O D で表現すると 1 ppm となる。また、塩素イオンが 1.8% の海水で 30°C のときの溶存酸素量は 6.5 ppm であり、有機物の酸化分解の過程で酸素を消費した後において、魚類の生息できる程度に溶存酸素が残される限度としては、C O D 3 ppm である。これらの 2 点を勘案して、一般水域については C O D 2 ppm 以下とした。

また、のり漁場については、次のような実験データーを参考として基準値を定めている。即ちバルブ排水では C O D 4 ~ 6 ppm の範囲では 2 時間の自然天日干出により、のりの芽いたみを生ずる。発酵排水は C O D 0.4 ppm でのりの病害である糸状菌の発生を助長する。以上の 2 点を参考として水産 2 級の基準値は 3 ppm としている。

工業用水としてはアルカリ性法で C O D 8 ppm 以下であれば利用上の支障を生ずるものではない。また、環境保全の面では日常生活において不快感が生じない程度、即ち悪臭発生の限度として C O D 8 ppm 以下と基準値を定めた。

#### ③ 溶存酸素 (D O)

海域の D O は塩素イオンの存在により湖沼より一般に低い値を示す。また、水産については D O 5 ppm 以上で十分と考えられるが、A 類型については、人為的汚濁がほとんどない水域の実測値から判断し基準値を定めた。また環境保全の点では河川と同様に臭気の着臭限界として 2 ppm 以上とした。

#### ④ 大腸菌群数

河川と同様の考え方で基準値を定めた。ただし、生食用カキの養殖規については、米国における輸入カキの輸入許可の基準に対応する「厚生省令」の定めるところにより、特に、70 MPN / 100 ml 以下と定めている。

#### ⑤ ノルマヘキサン抽出物質 (油分)

海域における油濁が問題とされたのは、主として石油系油分による悪臭魚の発生であり、従来からその被害防止のため石油系油分を中心として水質規制が行なわれてきた。このほか、油膜を生ずる程度の油分濃度により海水浴場の環境保全上の支障あるいは水産生物に対する被害を生ずるおそれがある。

石油系油分濃度と魚体への着臭の関係については、科学技術庁の研究報告によれば、着臭限界は 0.01 ~ 0.1 ppm とされている。また、石油精製排水のノーヘキサン可溶性物質と水の着臭についての通産省のデーターによれば着臭限界は 0.2 ~ 3 ppm である。一方、石油化学および石油精製排水に関する水産庁のデーターによれば 0.002 ~ 0.1 ppm で着臭する。このように、排水中の油分の成分等により着臭限界濃度はかなり異なるが、いずれにしても極く低濃度でも水に着臭あるいは悪臭魚の発生の可能性があるわけで、環境濃度はできるだけ低くする必要があ

る。しかし、このような低濃度まで石油系油分を定量的に分離測定する  
公定の測定方法がない。

これらの諸点を勘案し、当面、検定方法はJ I Sによる方法で、基準  
値は「検出されないこと」とする。しかし、異臭魚発生防止の観点から、  
今後若臭のメカニズムをなお一層明らかにするとともに測定技術の開発  
を促進し、その成果を得たうえで、この環境基準値、項目、測定方法は  
変更する必要がある。なお、検出限界は検水量10㍑のとき、0.5ppm  
である。

また、環境基準値を海域のみに適用したのは河川、湖沼ではn-ヘキ  
サンに抽出される物質として石油系油分以外に各種の有機物が対象とな  
る可能性があり、これらの有機物はBODや窒素などの他の項目で代表  
できると考えられるので当面は海域のみとしたものである。

付表 各国の飲料水水質基準

品名	日本	WHO (ヨーロッパ)	アメリカ (ハンドルギー)	西ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	ユーラシア	イエローバイ	メキシコ	イタリア	ソビエト
アセチル酸性 N	1回時に検出	0.5 PPM	0.5 PPM	-	-	0.2 PPM	0.5 PPM	プロミネント A. 0.09 PPM NO1~0.005	0	-	0.02~0.01	-
硫酸性 N	ノンヒドロゲン	-	-	-	-	0.1	0.02	NO1~0.005	0	-	0.02~0.01	-
硝酸性 N	10 PPM以下	40(50)PPM	5.0 PPM	45PPM NO3	50PPM NO3	10 PPM	100	30	15 C.PPM	35 PPM	0.3 PPM(3.4%)	(C.I.G.を含む)
塩素イオン	200 PPM以下	200(600)PPM	350 PPM	250 PPM	-	250(400以下)	300	250	50	250	20 PPM	-
合成界面活性剤 (SLS,合成消泡剤)	10 PPM以下	10 PPM	-	-	20 PPM	-	20(10以下)	12	-	12	250	-
一般鉱物質	100中100以下	-	-	-	-	-	-	100中100以下	-	-	100中100以下	-
大腸菌群	500中検出せず	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	100中50以下	-
シアン(化合物)	検出せず	0.2 PPM	0.01 PPM	0.01(0.2)PPM	-	0	0.01 PPM	-	*	0	-	-
水、銀 Hg	検出せず	-	0.05	0.05	-	-	-	-	0	-	-	0.1 PPM
有機物	検出せず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05
銅 Cu	10 PPM以下	1.0(4.9)PPM	0.05	1.0	0.05	-	-	0.5 PPM	30 PPM	30	30	-
鉄 Fe	0.3 "	0.3(1.0)PPM	0.1 PPM <sup>2</sup>	0.3 PPM	0.2 PPM	0.1 PPM	0.1(0.9)PPM	0.2~0.4 PPM	0.3	0.3	0.3 PPM	0.2 PPM
アルミニウム Al	0.9 "	1.0(1.5)PPM	1.5	0.7~2.4(4~24)	0.5	1.0	-	-	1.5	1.0	1.5	0.5
錫 Pb	0.1 "	0.05 "	0.1	(0.05)	0.3	0.05	0.1	-	0.05	0.1	0.1	0.1
亜鉛 Zn	1.0 "	5.0(5.0)	5.0	-	5.0	-	-	-	15.0	5.0	15.0	1.0
クロム 大偏 Cr	0.05 "	0.05 "	0.05	(0.05)	-	-	0.05	-	0.05	0.05	0.05	0.05
砒素 As	0.05 "	0.05 "	0.2	0.01(0.005)	-	0.05	0.2	-	0.05	0.05	0.05	0.05
マンガン Mn	0.3 "	0.1(0.5)	0.1	0.05	0.1	0.05	0.05(0)	0.1 PPM	0.3	0.05	0.05	0.05
フェノール類	0.005 "	0.001(0.002)	-	0.001	-	0.001	-	-	0.001	0.003	0.01	-
カルシウム	-	7.5(200)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01 PPM
マグネシウム	-	5.0(150)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
必須 硬度	300 PPM以下	Ca-CO <sub>3</sub>	100~500	-	350 PPM	-	-	-	-	-	125	125
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.5	(4.5~9.2)	-	-	-	-	100 PPM	-	150~200 PPM	300 PPM	5~10 pH 度
臭味	異常がみつかる	ない	-	3	-	-	-	-	65~90	-	7.6	6.5~9.0
色度	"	-	-	異常がないこと	-	-	-	微	74.6	なし	アリルヒド	異常で味良
度	5.0以下	5(50)PPM	-	15°	-	-	-	-	-	-	-	15(5)のこと
度	2°以下	-	-	5°	-	-	-	-	-	-	-	15(5)のこと
未発達植物	5.00 PPM以下	500(150)PPM	-	500(400)PPM	-	-	0.50	微	10°	5°(平均3°)	10°	15(5)のこと
硫酸イオン	-	2.0"	1PPM	250 PPM	-	250 PPM	-	-	1000 PPM	500~1000 PPM	500(400)PPM	浴槽洗浄液
セレニウム	-	0.01 "	0.05 "	(0.01)	-	-	0.05 PPM	-	200 "	30~80 ppm	200~250	250 PPM
バリウム	-	1.0	-	(1.0)	-	-	-	-	0.05 "	0.05	0.05 "	0.01 PPM
カドミウム	(0.01 PPM)	0.01 PPM	0.05 PPM	(0.01)	-	-	-	-	-	-	-	4.0
アスコルビン酸	0.5 PPM以下	0.5(10)PPM	100中10~100	0.5	-	-	-	-	-	-	-	0.01
放射能	(放射能ガラバル)	放射能ガラバル	放射能ガラバル	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-
塩酸成因塩素	0.1 PPM以上	-	-	年間 80~250 mg/l 0.3PPM以上では入 る場合 0.6PPM	100 mg/l	-	年間 80~250 mg/l 0.3PPM以上では入 る場合 0.6PPM	0.1 PPM以下	P <sub>Cl</sub> 10~30 mg/l P <sub>Cl</sub> 25~40 mg/l	R <sub>Cl</sub> 226 3.6~5.0 mg/l	0.2 PPM以下	0.2 PPM
備考	結合成因塩素の ときは 0.5 PPM以上 新原生物に汚染 のあるものもあると 残留塩素: 0.2 PPM 結合残留塩素 1.5 PPM以上とする ( )は暫定基準	ストリナシル 30 mg/l ラジウム 226, 10.4 mg/l 放射性水素 (ストリナシル 90) 1000 mg/l	銀 0.05 PPM 活性炭100ppm 抽出量 0.2 PPM ( )印は Cacquelet Rejection の値	遊離炭酸 10 PPM	( )印はできれ ば望ましい数値	-	-	-	アルカリ度 400 PPM 非炭酸硬度 150 PPM	温度は最高より 飲用用 生活用 公共用水において る最大許容度 としての物質が わけてある。	H <sub>2</sub> Sがつらければ いい	